

スマート農業技術の活用の促進のための情報通信環境の整備

- スマート農業技術の活用に適した情報通信環境の整備のため、①総務省と連携し、過疎地や中山間地域等において、情報通信環境の整備を推進するほか、②農業農村整備の中で、農機の自動操舵・自動走行等に必要となる位置補正情報を生成するためのRTK-GNSS基準局の設置等を支援。

＜スマート農業技術の例＞

- ・センシング技術（水管理、栽培環境管理、ウェアラブル）



- ・ドローン（センシング、散布）



- ・ドローン（自動航行）

- ・自動操舵、自動走行技術



4Gレベル等の電波を要する

-携帯電話ネットワークや独自のネットワーク（LPWA、BWA、Wi-Fi）を利用し、データを通信

LPWA:低速だが、省電力性や広域性を持つ。
BWA:高速・大容量の通信が可能。通信距離や省電力性はLPWAより小さい。
Wi-Fi Halow: Wi-Fiの新規格。LPWAに比べ、伝送距離は短いが高速。



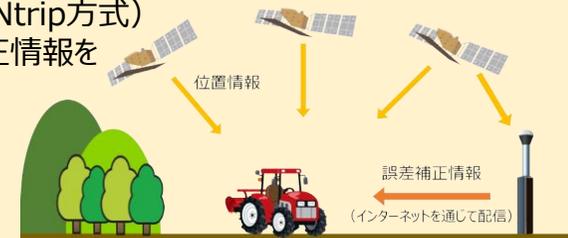
携帯電話基地局の中に設置した無線基地局（LPWA）

RTK-GNSS基準局等を要する

-位置情報を補正し自動操舵等の走行誤差2-3cmに抑制

RTK-GNSS基準局（Ntrip方式）

:基準局で生成した補正情報をインターネットを通じて、配信。



スマート農業技術の活用に適した情報通信環境に関わる相談も農政局等までお寄せください。

生産方式革新実施計画作成の流れ

- 生産方式革新実施計画の作成に当たっては、**地方農政局等が伴走支援**します！

STEP1

地方農政局等が、申請者となる農業者さまから、
①農業経営の概況
②導入するスマート農業技術および新たな生産の方式
等について直接お話を伺いさせていただきます。



STEP2

お聞かせいただいたお話をもとに、農業者さまと地方農政局・都道府県等が連携し、計画案の作成をお手伝いします。



STEP3

出来上がった計画の認定を地方農政局等にご申請ください。
地方農政局等において、計画案を審査のうえ、認定・公表します。



STEP4

補助事業の優遇措置、金融・税制等の特例措置等をフル活用し、
農業経営にお役立てください！



Q 1. いつまでにどこに申請すればよいでしょうか。

- ⇒ 申請期限はございません。申請受付開始は法律の施行予定日と同日の10月1日を予定しています。
申請をご検討の際には、十分な余裕をもって事前に最寄りの地方農政局等までご相談願います。
(なお、開発供給実施計画の申請を検討されている場合は、本省農林水産技術会議事務局研究推進課に直接ご相談いただいても構いません。)

Q 2. 計画に取り組む際に、補助事業を活用できますか。

- ⇒ 本法において、「国は生産方式革新事業活動及び開発供給事業に取り組むものへ集中的かつ効果的に支援を行うよう努めること」と規定しています。
予算措置については、令和7年度の予算要求に向けて検討中ではありますが、当該規定に基づき必要な予算を要求することを検討しています。

Q 3. 計画の申請は義務ですか。

- ⇒ 義務ではありません。
スマート農業技術の開発供給を検討している事業者や、スマート農業技術の活用を検討している産地の皆様から、取組計画を申請いただくものです。

Q 4. 計画申請書の○○の項目について、どのように記載すればよいでしょうか。

- ⇒ 現在、本法の施行に向けて、申請書の記載例や申請の手引きを整理中です。申請に向けてご不明点がございましたら、本日説明会に出席している農水省担当者や最寄りの地方農政局までご相談願います。

Q 5. スマート農業技術を導入したいが、どのような機械やソフトウェアがあるのか紹介してほしい。

- ⇒ 農研機構では、令和元年度から令和3年度に実施したスマート農業実証プロジェクトの成果を踏まえ、「スマ農成果ポータル」において、経営分析の結果や各種のスマート農機についての効果や留意点などを総合的に紹介していますので、導入の検討の参考に活用ください。

スマ農成果ポータル
QRコード↓



Q 6. 個人の農業者も申請できますか。

⇒ 申請可能です。その際、スマート農業技術の活用にあつては費用に比へ、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模で生産方式革新事業活動に取り組むことに留意ください。

費用対効果が得られないことが見込まれる際は、サービス事業者を活用してスマート農機のレンタルや農作業の委託を行うことや複数の農業者によるスマート農機の共同利用などを検討ください。

Q 7. 既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。

⇒ 既にスマート農業技術を活用している場合でも、当該技術に合わせた生産の方式を新たに実施する場合や、当該生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。

Q 8. 例示されている生産方式以外は対象外でしょうか。

⇒ 本日説明した生産方式は一例であり、この例示に限定されず、認定の対象となります。

「新たな生産の方式の導入」の内容が、活用するスマート農業技術の性格や生産する農産物の特性に応じて適切であり、かつ当該スマート農業技術による農作業の効率化等の効果の発揮に寄与することの客観的な因果関係が認められる必要があります。取り組まれる内容が対象になるかどうかなど最寄りの地方農政局までご相談願います。

Q 9. 生産方式革新実施計画の認定を受ける手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。

⇒ 計画認定申請時点からの審査に要する期間は、原則 1 カ月が目安となります。ただし、取組内容によって審査に1か月以上期間を要する場合もあるため、事前の相談をお願いします。

Q10. 〇〇の作業の省力化、軽労化のための技術を開発してほしい。

⇒ 本法の施行を契機に設立する協議会では、農業者や農業関係団体、農業支援サービス事業者、スマート農業技術等の開発を行う事業者、研究機関等を対象に参加を募り、スマート農業技術の活用の促進に向けた活動に取り組んでいく予定です。協議会の活動の一つとして、生産現場のニーズや課題の収集やマッチング支援等を実施予定ですので、今後ご案内する協議会への参加も検討ください。

代表的なQ&A③

Q11. 本法の施行により、都道府県・市町村・JAの義務は生じますか。

⇒ 義務はありません。本制度の現場周知や円滑な実施にご協力をお願いいたします。

また、各都道府県・市町村・JAにおいて、地域の農業者の減少に対応する方策の一つとして、スマート農業技術の活用を促進する施策を推進していく中で、本制度の活用や施策との連携を検討いただきたいと考えています。

Q12. 都道府県・市町村が本法にどのように関わっていくことを期待しているでしょうか。

⇒ 地方公共団体におかれましては、地域の農業の特性を踏まえつつ、

- ① スマート農業技術に適した品種の開発や栽培体系の確立等の試験研究機関としての役割のほか、
- ② 産地の生産方式等の変革を進めるため、農業者や関係団体を始めとする多様な関係者間の調整を通じたプロジェクトの組成や、
- ③ 栽培技術等に専門的知見を有する普及指導員が、生産方式の変革に取り組む農業者の栽培体系の変更を現場でサポートする役割等を担っていただくことを期待しています。

Q13. JAが本法にどのように関わっていくことを期待しているでしょうか。

⇒ 各地域のJAにおかれましては、

- ①産地の生産方式等の変革を進めるため、農協が生産部会などの農業者グループの取りまとめ役として、農業者を代表して、「生産方式革新実施計画」を作成・申請するなど計画の申請主体としての役割や
- ②スマート農業技術に適した品種・栽培体系への変更に向けた指導
- ③農協自らがスマート農機等のレンタルや農作業の受託等のサービスを提供する場合には、「生産方式革新実施計画」や「開発供給実施計画」に農業者や開発メーカーと一体的に参画するなど計画の実施主体としての役割
- ④スマート農業技術の導入と併せて行う産地としての出荷・販売戦略の高度化等の食品事業者としての役割等を担っていただくことを期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

スマート農業技術活用促進法ホームページ

- スマート農業技術活用促進法の各計画の様式、計画策定の手引き等の制度の詳細資料をホームページに掲載していますので、ご覧ください。



[スマート農業技術活用促進法について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)